

歴史情報博物館基本的運営方針の策定について

1 概要

【内容】

- 博物館資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針を策定する

【必要性】

- 登録博物館申請の要件として「基本的運営方針」の策定及び公表が必要なため

【根拠法令等】

- 博物館法13条第1項第3号(昭和26年法律第285号)
- 博物館法施行細則第4条(昭和27年福島県教育委員会規則第2号)
- 博物館の設置及び運営上の望ましい基準第3条(平成23年文部科学省告示第165号)

2 策定のポイント

【懇談会意見の反映】

- 展示計画等に係る懇談会意見を踏まえ方針の内容を検討
 - 「基本構想」(2019.3)、「基本計画」(2020.3)をベースに検討
 - ユニバーサルデザインの考え方反映

【国の動向の反映】

- 文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」(2021.12)
 - これからの博物館に求められる役割・機能として情報の発信と文化の共有などを明記
- 「博物館法の一部を改正する法律」施行(2023.4)
 - 博物館事業に「デジタルアーカイブ」追記
 - 関係機関との連携「文化をつなぐミュージアム」としての役割重視
- 文化庁「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」公表(2023.4)
 - 博物館DXの重要性、意義、役割等明記

【パブリックコメントの実施】

- 意見募集期間 2025(令和7)年2月4日(火)から3月5日(水)まで

3 スケジュール

年度	2024(令和6)年度		
月	1	2	3
運営方針	○ 府議(1/22)		○ 策定
懇談会		○ 第8回(2/14)	○ 開館
パブリックコメント		2/4~3/5	3/15
議会	○ 会長会(1/24)		

4 構成

1. 基本的運営方針の概要

- 方針策定の背景
- 方針の位置づけ
- 方針策定の経過

2. 施設のあり方

- 基本理念
- 目指すべき施設像
- 本施設の役割・使命
- 関係機関との連携

3. 事業活動計画

- 事業活動の考え方
- 博物館機能
- 公文書館機能
- 展示計画・教育普及

4. 管理運営計画

- 管理運営の方針
- 運営方式
- 運営体制
- 開館時間・休館日
- 観覧料
- 危機管理
- 研修計画
- 人材育成
- 広報・PR計画

5. 事業評価

- 内部評価
- 外部評価

資料編



歴史公文書の活用



資料閲覧室

5 主な内容

【基本理念】

- 過去と未来をつなぎ、郷土への誇りを育む「知の結節点」となる拠点施設

【目指すべき施設像】

- 「博物館機能」と「公文書館機能」が複合化した豊かな地域史像を発信する拠点
- 誰もが安全安心に学べる「ユニバーサルミュージアム」

【展示計画・教育普及】

○展示エリア

来館者自らが歴史を紐解き、辿りながら、「交流」、「多様性」という郡山ならではの歴史的特質を再発見し、郷土の誇りを共有できる展示エリア



ガイダンスシアター



テーマ展示(ものと文化)



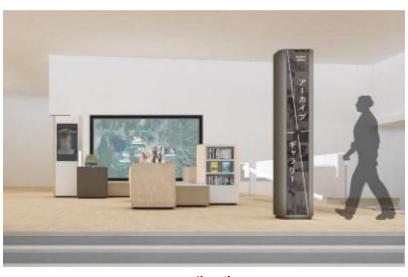
テーマ展示(道とまち)



各時代展示

○交流エリア

歴史や文化を通した様々な活動から、世代や地域を越えた新たな交流とにぎわいを生み、展示エリア、さらには地域へと誘うエリア



アーカイブギャラリー



地域ギャラリー



交通と交流のギャラリー



オープンスペース